三輪 和宏

【目次】

- I 背景
- Ⅱ 国会審議と採択
- Ⅲ 改正憲法の概要

I 背景

2007年4、5月のフランス大統領選挙で当選したニコラ・サルコジ候補は、選挙公約の1つに、第5共和制(1958年~)の統治機構改革を掲げた。これは、少数のエリートに権力が集中しているフランス社会の現状に対する国民の批判を真摯に受け止めたものとされている。就任後の2007年7月に、サルコジ大統領は、「第5共和制の諸制度の近代化と均衡回復に関する検討及び提案委員会(通称バラデュール委員会)」を設置し、憲法改正を中心とする統治機構改革の検討を行わせた。同委員会は、10月29日に大統領に対して、77項目の具体的な提案を含む詳細な報告書を提出した。この報告書が、今回の憲法改正の基本になっている。

報告書の内容に対して、サルコジ大統領は、 自らの見解をフィヨン首相宛ての11月12日付け書簡で明らかにし、首相に対して政府提出 憲法改正法律案の策定を早急に行うように求め た。これを受けて、政府は、各政党の広範な合 意形成が可能と思われる同法律案の策定を急い だ。2008年4月23日には、同法律案が閣議決定 され、大統領から国民議会に提出された。

Ⅱ 国会審議と採択

同法律案は、国民議会では、憲法的法律・法律・共和国一般行政に関する委員会での審査を経て、2008年7月9日に第2読会で最終的に可決された。元老院では、憲法的法律・法律・普通選挙・命令・一般行政に関する委員会での審

査を経て、7月16日に第2読会で最終的に可決された。その後、憲法第89条第3項の規定に従って、両院可決後の憲法改正法律案は、憲法改正のための両院合同会議に提出され、7月21日に採決がなされ承認が与えられた。

両院合同会議での採決結果は、有効投票 数896、 賛成票539、 反対票357で、 賛成率 60.2%。可決となる最少賛成票数538を1票上 回るという僅差の可決であった。党派的には、 右派・与党の国民運動連合会派(UMP)から、 反対票7、保留票1が出たものの、他会派・無 所属から71という大量の賛成票を得て、可決 に至った。内容的には、国会審議の過程で、若 干の修正が入ったが、おおむね上記の報告書及 び大統領の書簡に一致する改正であった。可決 された憲法改正法律案は、7月23日に大統領に より審署され、「第5共和制の諸制度の近代化に 関する2008年7月23日憲法的法律第2008-724 号 (Loi constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la Ve République)」となり、翌日の官報に掲載され公 布された。

この憲法的法律の施行日は一律ではなく、条項により3通りに分かれている。すなわち、① 2008年7月24日、②2009年3月1日、③関連する組織法律又は法律に定める要件下で施行の3通りである。③については、最近になり、関連する組織法律等が制定されるようになってきては330

Ⅲ 改正憲法の概要

第5共和制の下では、今回を含めて24回の憲法改正が行われている。今回の改正は、その中でも最大の改正と言われ、第5共和制の統治機構の在り方に、大きな変更を加えるものであっ

た。その概要は、次の通りである。また、主要 な条項に関する解説は、別稿を参照いただきた い。

なお、括弧内の条文は、改正法律の条文数ではなく、改正後の共和国憲法 (La Constitution du 4 octobre 1958) の条文数を示す。

1 基本理念・主権

- ① 男女の平等参画(第1条)
- ② 多元主義的な意見表明の保障、政党の公平な参加の保障(第4条第3項)

2 大統領制の改革

- ① 大統領の多選制限(第6条第2項)
- ② 大統領の任命に関する国会の常任委員会による拒否権の創設(第13条第5項)
- ③ 大統領の非常事態権限行使に対する憲法院 の審査の創設(第16条第6項)
- ④ 大統領の国会(両院合同会議)における声明の創設(第18条第2項)

3 国民投票制度の拡充

国民投票制度の拡大 (国民発案型国民投票の 一種の導入等) (第11条)

4 国会改革

- ① 国会の機能として、政府の行為の監視、公 共政策の評価を明示(第24条第1項)
- ② 国民議会議員数、元老院議員数の上限の設定(第24条第3、4項)
- ③ 国民議会における在外フランス人代表の導入(第24条第5項)
- ④ 国会議員が政府構成員(大臣等)に就いた 場合における、国会議員辞職後の復職の容認 (第25条第2項)
- ⑤ 国民議会選挙の選挙区画定・両院の選挙で の議席配分に関する独立委員会の創設(第25 条第3項)

- ⑥ 計画化法律に関する憲法規定の創設(第34 条第6・7項、第70条)
- ⑦ 公共財政の複数年にわたる方針の法定化、 会計均衡目標の導入(第34条第7項)
- ⑧ 決議の導入(第34条の1)
- ⑨ 政府の軍事力介入決定に関する国会への通知と承認(第35条第2~4項)
- ⑩ 政府提出法律案の提出・審議の要件の厳格化(第39条第3、4項)
- ① 議員提出法律案の審議の要件の厳格化(第39条第5項)
- ② 本会議における審議の対象を、原則として 委員会可決の法案とする(第42条第1、2項)
- ⑤ 委員会の審査時間の充実(第42条第3項、 第46条第2項、第89条第2項)
- ④ 常任委員会数の上限の引き上げ(第43条第 1項)
- ⑤ 法律案に関する修正権の抑制(第44条第1 項)
- 16 両院合同委員会の開催要件の緩和(第45条 第2項)
- ⑦ 各議院による本会議の議事日程決定権の強化(第48条)
- ® 行政監視・公共政策評価に関する本会議の 議事日程の明示(第48条第4項)
- ⑤ 反対会派・少数会派の要求に基づく本会議の議事日程の明示(第48条第5項)
- ⑩ 政府に有利な「49-3」の議事手続きの限定 (第49条第3項)
- ② 政府の責任が問われることがない政府声明 (政府の政策表明)の創設(第50条の1)
- ② 会派の権利、反対会派・少数会派の特別な 権利の明示(第51条の1)
- ② 行政監視・公共政策評価を行うための情報 を収集する調査委員会の創設(第51条の2)

5 会計検査院の改革

会計検査院の機能強化(第47条の2)

6 司法改革

- ① 具体的案件に係る違憲審査制の導入(第61 条の1、第62条第2項)
- ② 司法官職高等評議会の民主化(大統領主宰 制の廃止、国家機構に属さない構成員の充実 等)(第65条)

7 その他の国家機関の改革

- ① 経済・社会評議会から経済・社会・環境評議会への改組(第69~71条)
- ② 人権関係のオンブズマン(権利擁護官)の 創設(第71条の1)

8 地方公共団体

新たに地方公共団体になったサンバルテル ミーとサンマルタンの明示(第72条の3第2項)

9 EU関係の改革

- ① EU・ECで作られる法令案の政府による国会に対する提出義務(第88条の4第1項)
- ② 国会の欧州に関する決議の明示(第88条の 4第2項)
- ③ 欧州問題を管轄する国会の委員会の設置 (第88条の4第3項)
- ④ EU・ECへの他国の加盟条約の批准手続き に関する選択肢拡張 (第88条の5)

10 その他の特徴的な改正

- ① 地域語への配慮規定の創設(第75条の1)
- ② フランス語圏への言及(第87条)

注

(1) "Constitution: modernisation des institutions de la Ve république" 国民議会ホームページ〈http://www.assemblee-nationale.fr/13/dossiers/reforme_5eme.asp〉; "PROJET DE LOI CONSTITUTIONNELLE DE MODERNISATION DES INSTITUTIONS DE LA VE RÉ PUBLIQUE"元老院ホームページ〈http://www.senat.fr/

- dossierleg/pjl07-365.html>. なお、インターネット情報は、すべて2009年4月20日に確認したものである。
- (2) ①の条項の施行日は、公布日の7月24日が原則であるが、審署日の7月23日には官公庁に限って既に効力を発している。滝沢正『フランス法(3版)』三省堂,2008,p.271.
- (3) 例:憲法第25条の適用に関する2009年1月13日 組織法律第2009-38号。
- (4) 三輪和宏「フランスの統治機構改革―2008年7月 23日の共和国憲法改正―」『レファレンス』700号, 2009.5.
- (5) 首相が、法律案について政府の信任をかける(信を問う)という手続きを経ることにより、不信任動議が24時間以内に可決されない限り、国民議会でその法律案を採択させることができるという手続き。 憲法第49条第3項で規定。
- (6) ブルターニュ語、バスク語、カタルーニャ語、オック語、アルザス語、コルシカ語など。

【フランス語条項の原典】

- ①La Constitution La Constitution du 4 Octobre 1958 Legifrance.gouv.fr ホームページ 〈http://www.legifrance. gouv.fr/html/constitution/constitution2.htm#preambule〉
- ②LOI constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008 Legifrance.gouv.frホームページ http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000019237 256&categorieLien=id>

【注以外の参考文献】

- ① Louis Favoreu et al., *Droit constitutionnel*, 10e ed., Paris: Dalloz, 2007.
- ② François Luchaire et al., La Constitution de la République française: Analyses et commentaires, 3e ed., Paris: Economica, 2009.
- ③Constitution of 4 October 1958 フランス国民議会ホームページ 〈http://www.assemblee-nationale.fr/english/8ab.asp#TITLE%20V〉
- ④高橋和之編『世界憲法集(新版)』岩波書店,2007,

pp.274-325.

- ⑤ 初宿正典、辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂, 2006, pp.209-248.
- ⑥阿部照哉、畑博行編『世界の憲法集(第3版)』有信堂 高文社,2005,pp.386-406.
- ⑦『フランス共和国憲法概要 (参憲資料第3号)』参議院 憲法調査会事務局, 2001.6.

なお、翻訳は、改正後条項・改正前条項ともに当室 で新たに行ったものである。ただし、改正前条項につ いては、著作者・出版社の了解を得た上で、参考文献 の④又は⑤の訳文をそのまま採用した部分があること を付記させていただく。

また、⑥の改訂版となる阿部照哉、畑博行編『世界の憲法集(第4版)』有信堂高文社(近刊)が、現行フランス憲法の邦訳を掲載する予定である。

(みわ かずひろ・政治議会課憲法室)

2008年7月23日付けフランス共和国憲法改正に関する新旧対照表

La Constitution du 4 octobre 1958 modifiée par loi constitutionnelle n° 2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la Ve République

> 調査及び立法考査局政治議会課憲法室 訳

【凡例】

新旧対照表は、2008年7月23日(第24次)改正憲法と2008年2月4日(第23次)改正憲法との対照表である。形式は、 通例よりも細かなものとし、改正の字句を下線で示して明確にした。条項の訳出に当たっては、改正された項のみ ならず、改正の項と同一の条の中にある他の項についても全部訳出し、前後関係を明確にした。

改正前条項の欄における[新設] [挿入]のサインは、改正後に条項・字句が新規に設けられたり、挿入された りしたことを表す。改正後条項の欄における[削除]のサインは、改正後に条項・字句が削られたことを表す。各 条の見出しと訳文中の〔〕で括った字句は、フランス語原文には存在しないが、参考文献を参照にしつつ、理解 の便のため訳者が付したものである。

施行目に応じて、次のサインを条項番号の後に付した。

* …… 2009年3月1日施行

(第41~43条、第45条、第46条、第48条、第49条、第50条の1、第51条の1、第51条の2)

※ …… 関連組織法律又は法律に定める要件下で施行

(第11条、第13条、第25条第3項、第34条の1、第39条、第44条、第56条、第61条の1、第65条、第 69条、第71条の1、第73条)

無印 … 2008年7月24日施行 (解説部分の注(2)参照)

(改正後条項)

第1条[共和国の基本理念]

- 1 フランスは、不可分の、非宗教的、民主的 かつ社会的な共和国である。フランスは、出 自、人種又は宗教の差別なく、すべての市民 の法の前の平等を保障する。フランスは、あ らゆる信条を保障する。フランスは、地方分 権的に組織される。
- 選挙による任務及び職務並びに職業的及び 社会的な要職に対する女性及び男性の平等な 参画は、法律により促進される。

第1章 主権

第3条[主権の帰属・選挙]

国の主権は、人民に帰属し、人民はそれを 代表者を通じて、及び国民投票の方法で行使 する。

(改正前条項)

第1条[共和国の基本理念]

フランスは、不可分の、非宗教的、民主的か つ社会的な共和国である。フランスは、出自、 人種又は宗教の差別なく、すべての市民の法の 前の平等を保障する。フランスは、あらゆる信 条を保障する。フランスは、地方分権的に組織 される。

〔新設。旧第3条第5項から移動・字句追加〕

第1章 主権

第3条[主権の帰属・選挙・平等参画]

1 国の主権は、人民に帰属し、人民はそれを 代表者を通じて、及び国民投票の方法で行使 する。

- 2 人民のいかなる部分も、又はいかなる個人 も、その行使を占奪してはならない。
- 3 選挙は、憲法に定める要件の下で、直接選挙又は間接選挙で行うことができる。選挙は、 常に普通、平等かつ秘密とする。
- 4 選挙人となるのは、法律に定める要件の下で、民事上及び政治上の権利を享有するすべての男女の成年フランス国民である。

〔削除。新第1条第2項へ移動・字句追加〕

第4条[政党·政治団体]

- 1 政党及び政治団体は、選挙による意思表明 に協力する。それらの結成及び活動は、自由 である。それらは、国民主権及び民主主義の 原理を尊重しなければならない。
- 2 政党及び政治団体は、法律に定める要件の下で、<u>第1条第2項</u>に表明された原理の実施に貢献する。
- 3 意見の多元主義的な表明並びに国民の民主 主義的[政治]生活における政党及び政治団 体の公平な参加は、法律により保障される。

第2章 共和国大統領

第6条[任期•選挙]

- 1 共和国大統領は、任期5年で直接普通選挙により選出される。
- <u>2</u> 何人も、連続して2期を超えて在任することができない。
- <u>3</u> 本条適用の方式は、組織法律により定める。第11条※[法律案の国民投票]
- 1 共和国大統領は、官報に公示された国会会期中の政府提案又は両議院共同提案に基づき、公権力の組織に関する政府提出法律案、国の政治的、経済的、社会的若しくは環境的政策及びそれに貢献する公役務に関連した諸改革に関する政府提出法律案、又は違憲ではないが諸制度の運営に影響を及ぼすと考え

- 2 人民のいかなる部分も、又はいかなる個人 も、その行使を占奪してはならない。
- 3 選挙は、憲法に定める要件の下で、直接選挙又は間接選挙で行うことができる。選挙は、 常に普通、平等かつ秘密とする。
- 4 選挙人となるのは、法律に定める要件の下で、民事上及び政治上の権利を享有するすべての男女の成年フランス国民である。
- 5 選挙による任務及び職務<u>「挿入</u>」に対する 女性及び男性の平等な参画は、法律により促 進される。

第4条[政党·政治団体]

- 1 政党及び政治団体は、選挙による意思表明 に協力する。それらの結成及び活動は、自由 である。それらは、国民主権及び民主主義の 原理を尊重しなければならない。
- 2 政党及び政治団体は、法律に定める要件の下で、<u>第3条最終項</u>に表明された原理の実施に貢献する。

〔新設〕

第2章 共和国大統領

第6条[任期•選挙]

1 共和国大統領は、任期5年で直接普通選挙により選出される。

〔新設〕

- 2 本条適用の方式は、組織法律により定める。第11条[法律案の国民投票]
- 1 共和国大統領は、官報に公示された国会会期中の政府提案又は両議院共同提案に基づき、公権力の組織に関する政府提出法律案、国の政治的、経済的若しくは社会的政策及びそれに貢献する公役務に関連した諸改革に関する政府提出法律案、又は違憲ではないが諸制度の運営に影響を及ぼすと考えられる条約

られる条約の批准を承認する政府提出法律案 を、いずれも国民投票に付託することができ る。

- 2 国民投票が政府提案に基づき行われる場合 には、政府は、各議院において声明を発し、 それに続けて討論が行われる。
- 3 第1項に定める対象についての国民投票 は、選挙人名簿に登録された選挙人の10分 の1に支持される、国会議員の5分の1の発案 により行うことができる。この発案は、議員 提出法律案の形式をとり、及び公布されてか ら1年未満の法律の規定について廃止を対象 とすることはできない。
- 4 この提出の要件及び憲法院による前項の規 定の遵守に係る監視の要件は、組織法律によ り定める。
- 5 この議員提出法律案が組織法律に定められ た期限内に両議院により審議されない場合に は、共和国大統領は、これを国民投票に付託 する。
- 6 この議員提出法律案がフランス国民により 採択されない場合には、同一の問題について のいかなる新たな国民投票付託案件も、投票 日から2年を経過する前に提出することがで きない。
- 7 国民投票により政府提出法律案<u>又は議員提出法律案</u>の採択が決定された場合には、共和国大統領は、投票結果の公表後15日以内にこの法律を審署する

第13条※[オルドナンスの署名・文武官任命等]

- 1 共和国大統領は、閣議で決定されたオルド ナンス及びデクレに署名する。
- 2 共和国大統領は、国の文官及び武官を任命する。
- 3 コンセイユ・デタ評定官、賞勲局総裁、大 使及び特使、会計検査院主任検査官、知事、 第74条の規定により規律される海外地方公 共団体及びニューカレドニアにおける国の代

の批准を承認する政府提出法律案を、いずれ も国民投票に付託することができる。

2 国民投票が政府提案に基づき行われる場合 には、政府は、各議院において声明を発し、 それに続けて討論が行われる。

[新設]

〔新設〕

〔新設〕

[新設]

3 国民投票により政府提出法律案<u>[挿入]</u>の 採択が決定された場合には、共和国大統領は、 投票結果の公表後15日以内にこの法律を審 署する。

第13条[オルドナンスの署名・文武官任命等]

- 1 共和国大統領は、閣議で決定されたオルド ナンス及びデクレに署名する。
- 2 共和国大統領は、国の文官及び武官を任命する。
- 3 コンセイユ・デタ評定官、賞勲局総裁、大 使及び特使、会計検査院主任検査官、知事、 第74条の規定により規律される海外地方公 共団体及びニューカレドニアにおける国の代

- 表、将官、大学区長並びに中央行政省庁の長 は、閣議で任命する。
- 4 閣議で任命する他の官職及び共和国大統領 の任命権を自己の名において行使させるよう に委任するための要件は、組織法律により定 める。
- 5 第3項に定めるもの以外の官職又は職務で、権利及び自由の保障又は国民の経済生活及び社会生活の重要性により、それらに関する共和国大統領の任命権が各議院の所管の常任委員会から公的な意見を得た後に行使されるものは、組織法律により定める。共和国大統領は、各委員会の反対票の[両委員会の]和が、両委員会で示された表決数[の和]の5分の3以上になる場合には、任命を行うことができない。その官職又は職務に応じて所管の常任委員会を法律により定める。

第16条[非常事態権限]

- 1 共和国の制度、国の独立、領土の保全又は 国際的取極めの履行が重大かつ切迫した脅威 にさらされ、かつ、憲法上の公権力の正常な 運営が妨げられた場合には、共和国大統領は、 首相、両議院議長及び憲法院に公式に諮問し た後に、状況により必要とされる措置をとる。
- 2 共和国大統領は、教書を発してこの措置を 国民に通知する。
- 3 この措置は、憲法上の公権力機関にその任 務を果たすための手段を最短期間のうちに確 保させるという意向に基づくものでなければ ならない。憲法院は、それに関して諮問を受 ける。
- 4 〔この場合に〕国会は、当然に集会する。
- 5 国民議会は、非常事態権限の行使中に解散 することができない。
- 6 非常事態権限の行使から30日後に、国民 議会議長、元老院議長、60人の国民議会議員 又は60人の元老院議員は、第1項に定める要 件が依然として備わっているか否かの審査の

- 表、将官、大学区長並びに中央行政省庁の長 は、閣議で任命する。
- 4 閣議で任命する他の官職及び共和国大統領 の任命権を自己の名において行使させるよう に委任するための要件は、組織法律により定 める。

[新設]

第16条[非常事態権限]

- 1 共和国の制度、国の独立、領土の保全又は 国際的取極めの履行が重大かつ切迫した脅威 にさらされ、かつ、憲法上の公権力の正常な 運営が妨げられた場合には、共和国大統領は、 首相、両議院議長及び憲法院に公式に諮問し た後に、状況により必要とされる措置をとる。
- 2 共和国大統領は、教書を発してこの措置を 国民に通知する。
- 3 この措置は、憲法上の公権力機関にその任 務を果たすための手段を最短期間のうちに確 保させるという意向に基づくものでなければ ならない。憲法院は、それに関して諮問を受 ける。
- 4 〔この場合に〕国会は、当然に集会する。
- 5 国民議会は、非常事態権限の行使中に解散 することができない。

〔新設〕

ために、憲法院に付託することができる。憲法院は、可及的速やかに公的な意見により裁定する。憲法院は、非常事態権限の行使から60日後はいつでも、当然にこの審査を行い、及び同一の要件により裁定する。

第17条[恩赦]

共和国大統領は、<u>個人ごとに</u>恩赦を行う権限 を有する。

第18条〔教書·声明〕

- 1 共和国大統領は、国会の両議院に意思を伝 達するために教書を読み上げさせるが、それ に続けて討論は行わない。
- 2 共和国大統領は、その目的のために両院合同会議として招集される国会を前にして、発言することができる。この声明は、大統領が出席することなく討論の対象とすることができるが、いかなる表決の対象ともしない。
- <u>3</u> 会期外の場合には、<u>国会の両議院</u>は、特に この目的のために集会する。

第4章 国会

第24条[任務・構成]

- 1 国会は、法律を議決する。国会は、政府の 行為を監視する。国会は、公共政策を評価す る。
- 2 国会は、国民議会及び元老院から成る。
- <u>3</u> 国民議会議員は、直接選挙により選出される。その数は577人を超えてはならない。
- 4 元老院は、間接選挙により選挙される。<u>そ</u> <u>の議員数は348人を超えてはならない。</u>元老院は、共和国の地方公共団体代表を保障する。 [削除。旧第3項第3文は新第5項として新設・字句追加]
- 5 フランス国外に居住するフランス人は、国 民議会及び元老院において代表される。

第25条[権限期間等・補充議員・独立委員会]

 各議院の権限期間〔議員任期〕、議員定数、 歳費、被選挙資格並びに被選挙欠格及び兼職

第17条[恩赦]

共和国大統領は、<u>[挿入]</u>恩赦を行う権限を有する。

第18条[教書]

1 共和国大統領は、国会の両議院に意思を伝達するために教書を読み上げさせるが、それに続けて討論は行わない。

〔新設〕

<u>2</u> 会期外の場合には、<u>国会</u>は、特にこの目的 のために集会する。

第4章 国会

第24条[構成]

<u>〔新設。新第1項第1文は、削除された旧第34</u> (注4) 条第1項と同趣旨〕

- 1 国会は、国民議会及び元老院から成る。
- <u>2</u> 国民議会議員は、直接選挙により選出される。〔挿入〕
- 3 元老院は、間接選挙により選挙される。<u>[挿</u>入]元老院は、共和国の地方公共団体代表を保障する。フランス国外に居住するフランス 人は、[挿入]元老院において代表される。

<u>〔新設。旧第3項第3文を新第5項として新設・</u> 字句追加〕

第25条[権限期間等・補充議員]

1 各議院の権限期間〔議員任期〕、議員定数、 歳費、被選挙資格並びに被選挙欠格及び兼職 禁止の制度は、組織法律により定める。

- 2 また、議席が欠員となった場合における関係議院の全体又は一部の改選[国民議会総選挙又は元老院一部改選通常選挙]までの間に関する国民議会議員若しくは元老院議員の代替又は各議院の議員が政府の職務を受諾した際の一時的な代替を保証するための人員[補充議員]を選出する要件も、組織法律により定める。
- 3* 法律により構成並びに組織及び運営の規則を定められる独立委員会は、国民議会議員選挙の選挙区の画定又は国民議会議員若しくは元老院議員の議席配分の修正に関する政府法令案及び議員提出法律案について、公的な意見により裁定する。

(第25条第2項に関する経過規定)

「各議院の議員が政府の職務を受諾した際の一時的な代替」については、組織法律施行日より前にこの職務を受諾していた国民議会議員及び元老院議員に対しても適用されるが、同日においてこの職務をなお果たしており、かつ、選挙された国会議員職がまだ満了していない場合に限られる。

第34条[法律事項]

<u>〔削除。同趣旨の規定を新第24条第1項第1文</u> に新設〕

- 1 次に掲げる事項に関する規則は、法律により定める。
- -公民権及び公的自由の行使のため市民に認められる基本的保障。マスメディアの自由、多 元主義及び独立。市民に対しその身体及び財産に関して国防のために課される義務。
- 一国籍、人の身分及び能力、夫婦財産制度、相 続及び無償譲与
- -重罪及び軽罪の決定並びにそれらに適用される刑罰。刑事訴訟手続。大赦。新たな裁判制度の創設及び司法官の身分。

禁止の制度は、組織法律により定める。

2 また、議席が欠員となった場合における関係議院の全体又は一部の改選[国民議会総選挙又は元老院一部改選通常選挙]までの間に関する国民議会議員又は元老院議員の代替 「挿入」を保証するための人員「補充議員」を 選出する要件も、組織法律により定める。

〔新設〕

[新設]

第34条[法律事項]

- 1 法律は、国会により議決される。
- ② 次に掲げる事項に関する規則は、法律により定める。
- -公民権及び公的自由の行使のため市民に認められる基本的保障。[挿入]市民に対しその身体及び財産に関して国防のために課される義務。
- -国籍、人の身分及び能力、夫婦財産制度、相 続及び無償譲与
- -重罪及び軽罪の決定並びにそれらに適用される刑罰。刑事訴訟手続。大赦。新たな裁判制度の創設及び司法官の身分。

- 一あらゆる性格の租税の基礎、率及び徴収方式。 通貨発行制度。
- 2 また、次に掲げる事項に関する規則も、法 律により定める。
- -国会両議院、地方議会及びフランス国外に居 住するフランス人の代表機関の選挙制度並び に地方公共団体議会の構成員に関する選挙に よる任務及び職務に就く要件
- 各種公施設の設置
- -国の文官及び武官に与えられる基本的保障
- 一企業の国営化及び企業の所有権の公的部門か ら私的部門への移管
- 3 次に掲げる事項に関する基本原理は、法律 により定める。
- -国防の一般組織
- -地方公共団体の自治行政、権限及び財源
- 一教育
- -環境の保全
- 所有制度、物権並びに民事上及び商事上の債 務
- 労働権、労働組合の権利及び社会保障
- 4 組織法律に定める要件及び留保の下で、国 の歳入及び歳出は、財政法律により定める。
- 5 組織法律に定める要件及び留保の下で、社 会保障資金調達法律により、その財政均衡に 関する一般的要件を定め、収入の予測を考慮 し支出の目標を定める。
- 6 国の行動の目標は、計画化法律により定め る。
- 7 公共財政に関する複数年の方針は、計画化 法律により定める。この方針は、公共行政に おける会計均衡の目標の中に位置づけられる。
- 8 本条の規定は、組織法律により明確にし、 及び補完することができる。

第34条の1※〔決議〕

- 1 議院は、組織法律に定める要件の下で、決 議を議決することができる。
- 2 その採択若しくは否決により政府が責任を

- あらゆる性格の租税の基礎、率及び徴収方式。 诵貨発行制度。
- 3 また、次に掲げる事項に関する規則も、法 律により定める。
- -国会両議院及び地方議会[挿入]の選挙制度 [挿入]
- 各種公施設の設置
- -国の文官及び武官に与えられる基本的保障
- 一企業の国営化及び企業の所有権の公的部門か ら私的部門への移管
- 4 次に掲げる事項に関する基本原理は、法律 により定める。
- -国防の一般組織
- -地方公共団体の自治行政、権限及び財源
- 教育
- -環境の保全
- -所有制度、物権並びに民事上及び商事上の債 務
- 労働権、労働組合の権利及び社会保障
- 5 組織法律に定める要件及び留保の下で、国 の歳入及び歳出は、財政法律により定める。
- 6 組織法律に定める要件及び留保の下で、社 会保障資金調達法律により、その財政均衡に 関する一般的要件を定め、収入の予測を考慮 し支出の目標を定める。
- 7 国の経済的及び社会的行動の目標は、計画 法律により定める。

〔新設〕

8 本条の規定は、組織法律により明確にし、 及び補完することができる。

〔新設〕

問われる性質のものであるか、又は政府に対 する命令を含むと政府が判断する場合は、そ の決議の提案は受理されず、[議院の] 議事日 程に登載することができない。

第35条[宣戦・軍事介入]

- 1 宣戦は、国会により承認される。
- 2 政府は、外国に軍事力を介入させる決定を、 介入開始から3日以内に、国会に通知する。 この通知は、追求する目的を明示する。この 通知は、討論に付すことができるが、いかな る表決も行わない。
- 3 介入期間が4か月を超える場合には、政府 は、この延長につき国会に委ね、その承認を 得る。政府は、最終的決定については国民議 会に要求することができる。
- 4 4か月を超える際に国会が会期外の場合には、国会は、次の会期の開会時に決定する。

第38条[オルドナンス]

- 1 政府は、その政策計画を実施するために、 通常は法律の所管に属する措置を、期間を限 定して、オルドナンスにより定めることの承 認を、国会に要求することができる。
- 2 オルドナンスは、コンセイユ・デタの意見 を得た後に、閣議で決定する。オルドナンス は、公布と同時に発効するが、承認のための 政府提出法律案が授権法律に定める期日まで に国会に提出されない場合には無効となる。 オルドナンスの承認は、明示的な方法によっ てのみ行うことができる。
- 3 本条第1項に定める期間経過後は、オルド ナンスの改正に関して、法律の所管に属する 事項については、法律によってのみ行うこと ができる。

第39条※[法律案の提出]

- 1 法律の発議権は、首相及び国会議員の両者 各々に属する。
- 2 政府提出法律案は、コンセイユ・デタの意見を得た後に閣議において決定し、いずれ

第35条[宣戦]

宣戦は、国会により承認される。 [新設]

〔新設〕

〔新設〕

第38条[オルドナンス]

- 1 政府は、その政策計画を実施するために、 通常は法律の所管に属する措置を、期間を限 定して、オルドナンスにより定めることの承 認を、国会に要求することができる。
- 2 オルドナンスは、コンセイユ・デタの意見 を得た後に、閣議で決定する。オルドナンス は、公布と同時に発効するが、承認のための 政府提出法律案が授権法律に定める期日まで に国会に提出されない場合には無効となる。 [挿入]
- 3 本条第1項に定める期間経過後は、オルド ナンスの改正に関して、法律の所管に属する 事項については、法律によってのみ行うこと ができる。

第39条[法律案の提出]

- 1 法律の発議権は、首相及び国会議員の両者 各々に属する。
- 2 政府提出法律案は、コンセイユ・デタの意 見を得た後に閣議において決定し、いずれ

かの議院の理事部に提出する。政府提出財政 法律案及び政府提出社会保障資金調達法律案 は、先に国民議会に提出される。地方公共団 体の組織を主たる対象とする[削除]政府提 出法律案は、先に元老院に提出されるが、第 44条第1項は、排除されない。

- 3 国民議会又は元老院に対する政府提出法律 案の提出については、組織法律の定める要件 を満たすものとする。
- 4 先議の議院の議事協議会が、組織法律に定 める規則が遵守されていないと認めた場合に は、政府提出法律案は、〔議院の〕議事日程に 登載することができない。議事協議会と政府 が不一致の場合は、当該議院の議長又は首相 は、憲法院に付託することができ、憲法院は、 8日以内に裁定する。
- 5 法律に定める要件の下で、一方の議院の議 長は、自己の議院の1人の議員により提出さ れた議員提出法律案を、委員会審査の前に、 意見を得るためにコンセイユ・デタに付託す ることができる。ただし、当該議員がそのこ とに反対する場合には、この限りではない。

第41条*〔議員提出法律案の不受理〕

- 1 立法手続の進行中に、議員提出の法律案若 しくは改正案が法律の所管に属さないか、又 は第38条の規定に基づきなされた委任に反 することが明らかとなった場合には、政府又 は提出された議院の議長は、不受理を主張す ることができる。
- 2 政府と当該議院の議長の間で意見が一致し ない場合には、いずれか一方の請求に応じて、 憲法院が8日以内に裁定する。

第42条*[審議の対象]

政府提出法律案及び議員提出法律案の本会 議における審議は、第43条の規定が適用さ れる場合には、付託された委員会が採択した 原文について、又はその他の場合には、当該 かの議院の理事部に提出する。政府提出財政 法律案及び政府提出社会保障資金調達法律案 は、先に国民議会に提出される。地方公共団 体の組織を主たる対象とする、及びフランス 国外に居住するフランス人の代表機関に関す る政府提出法律案は、先に元老院に提出され るが、第44条第1項は、排除されない。 〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第41条[議員提出法律案の不受理]

- 1 立法手続の進行中に、議員提出の法律案若 しくは改正案が法律の所管に属さないか、又 は第38条の規定に基づきなされた委任に反 することが明らかとなった場合には、政府[挿 入] は、不受理を主張することができる。
- 2 政府と当該議院の議長の間で意見が一致し ない場合には、いずれか一方の請求に応じて、 憲法院が8日以内に裁定する。

第42条[審議の対象]

1 政府提出法律案の審議は、先議の議院にお いて、政府提出の原文について行う。

議院に提出された原文について行う。

- 2 ただし、憲法改正政府提案並びに政府提出 財政法律案及び政府提出社会保障資金調達法 律案の本会議における審議は、先議の議院に おける最初の読会においては、政府提出の原 文について、それ以降の読会においては、他 方の議院から送付された原文について行う。
- 3 政府提出法律案又は議員提出法律案に関す る最初の読会における本会議の審議は、提出 されてから6週を経過した場合にのみ先議の 議院において行うことができる。これに関す る本会議の審議は、後議の議院においては、 送付されてから4週を経過した場合にのみ行 うことができる。
- 4 第45条に定める要件の下で促進手続が適 用された場合には、前項が適用されない。前 項は、政府提出財政法律案、政府提出社会保 障資金調達法律案及び危機状態に関する政府 提案にも適用されない。

第43条*〔委員会付託〕

- 1 政府提出法律案及び議員提出法律案は、各 議院に8つを上限として設置される常任委員 会の1つに審査のために付託される。
- 2 政府又は提出がなされた議院の要求に基づ き、政府提出法律案及び議員提出法律案は、 そのために特別に指定される委員会に審査の ために付託される。

第44条※[法律案の修正・一括投票]

- 1 国会議員及び政府は、[法律案] 修正権を有 する。この修正権は、組織法律に定められた 範囲内において、議院規則に定める要件の下 で本会議又は委員会において行使される。
- 2 [本会議の]討論開始後は、政府は、事前 に委員会に付託されなかったすべての修正案 の審議に反対することができる。
- 3 政府が要求する場合には、法律案を提出さ

2 他の議院が可決した原文を提出された議院 は、送付された原文について審議する。

〔新設〕

[新設]

第43条〔委員会付託〕

- 1 政府提出法律案及び議員提出法律案は、政 府又は提出がなされた議院の要求に基づき、 そのために特別に指定される委員会に審査の ために付託される。
- 2 前項に掲げる要求がなされなかった政府提 出法律案及び議員提出法律案は、各議院に6 つを上限として設置される常任委員会の1つ に付託される。

第44条[法律案の修正・一括投票]

- 1 国会議員及び政府は、〔法律案〕修正権を有 する。〔挿入〕
- 2 [本会議の]討論開始後は、政府は、事前 に委員会に付託されなかったすべての修正案 の審議に反対することができる。
- 3 政府が要求する場合には、法律案を提出さ れた議院は、政府が提案し、又は承認した修れた議院は、政府が提案し、又は承認した修

正案のみを除き、審議中の原文の全部又は一 部につきただ1回の表決により議決する。

第45条*[両議院の不一致・合同委員会]

- 1 政府提出法律案及び議員提出法律案はすべて、同一原文の採択を目指して国会の両議院において順次審議される。第40条及び第41条の規定の適用を排除することなく、たとえ間接的なものであっても、提出又は送付された原文に関連するいかなる修正案も、最初の読会において受理される。
- 2 両議院の意見の不一致の結果、政府提出法律案若しくは議員提出法律案が、各議院における各々2回の読会の後に、又は<u>議事協議会が一致して反対することなく</u>政府が促進手続の適用を決定したときには各議院における各々ただ1回の読会の後に、採択されることができなかった場合においては、首相又は議員提出法律案の場合は共同で行動する両議院の議長は、審議中の規定に関する原文を提出する任務を負った、各議院が同数を派遣する合同委員会の開催を求める権能を有する。
- 3 政府は、合同委員会により作成された原文 を両議院に提出して承認を求めることができ る。いかなる修正案も政府の同意なしには受 理されない。
- 4 合同委員会が共通の原文の採択に至らないか、又は共通の原文が前項に定める要件の下で採択されない場合には、政府は、国民議会及び元老院による各々もう1回の読会の後に、国民議会に対し最終的決定を行うよう要求することができる。この場合には、国民議会は、合同委員会が作成した原文、自己が可決した最後の原文、又は場合によってはこの最後の原文に対して元老院が採択した1つ若しくは複数の修正により変更を加えた原文を取り上げることができる。

第46条*〔組織法律〕

1 憲法が組織法律の性格を付与する法律は、

正案のみを除き、審議中の原文の全部又は一 部につきただ1回の表決により議決する。

第45条[両議院の不一致・合同委員会]

- 1 政府提出法律案及び議員提出法律案はすべて、同一原文の採択を目指して国会の両議院において順次審議される。[挿入]
- 2 両議院の意見の不一致の結果、政府提出法律案若しくは議員提出法律案が、各議院における各々2回の読会の後に、又は<u>「挿入</u>」政府が<u>緊急を要することを宣言した</u>ときには各議院における各々ただ1回の読会の後に、採択されることができなかった場合においては、首相<u>「挿入</u>」は、審議中の規定に関する原文を提出する任務を負った、各議院が同数を派遣する合同委員会の開催を求める権能を有する。
- 3 政府は、合同委員会により作成された原文 を両議院に提出して承認を求めることができ る。いかなる修正案も政府の同意なしには受 理されない。
- 4 合同委員会が共通の原文の採択に至らないか、又は共通の原文が前項に定める要件の下で採択されない場合には、政府は、国民議会及び元老院による各々もう1回の読会の後に、国民議会に対し最終的決定を行うよう要求することができる。この場合には、国民議会は、合同委員会が作成した原文、自己が可決した最後の原文、又は場合によってはこの最後の原文に対して元老院が採択した1つ若しくは複数の修正により変更を加えた原文を取り上げることができる。

第46条[組織法律]

1 憲法が組織法律の性格を付与する法律は、

次に定める要件の下で議決及び改正される。

- 2 政府提出法律案又は議員提出法律案を、最初の読会において、議院における審議及び表決の対象とすることができるのは、第42条第3項に定める期限が経過した場合のみである。ただし、第45条に定める要件の下で促進手続が適用された場合には、政府提出法律案又は議員提出法律案は、提出後15日の期限前に、先議の議院における審議[削除]の対象とすることができない。
- 3 第45条の手続は、適用することができる。 ただし、両議院が同意に達することができない場合には、原文を国民議会の最終読会で採択することができるのは、その議員の絶対多数によってのみである。
- 4 元老院に関する組織法律は、両議院により同一内容で可決されなければならない。
- 5 組織法律は、憲法院によりその合憲性が裁定された後にのみ、審署することができる。

第47条〔政府提出財政法律案〕

- 1 国会は、組織法律に定める要件の下で、政府提出財政法律案を議決する。
- 2 国民議会が政府提出財政法律案の提出後 40日以内に最初の読会における決定を行わ ない場合には、政府は、これを元老院に提出 し、元老院は、15日以内に決定しなければな らない。その後の手続は、第45条に定める 要件に従って進行する。
- 3 国会が70日以内に決定を行わない場合に は、政府提出財政法律案の規定は、オルドナ ンスにより発効させることができる。
- 4 1会計年度の歳入及び歳出を定める政府提 出財政法律案が当該年度の開始前に審署す るのに適した時期に提出されなかった場合に は、政府は、国会に対し租税を徴収する許可 を緊急に要求し、及び可決済みの役務に係る 費用をデクレにより支出する。
- 5 本条に定める期間は、国会が会期外の場合

- 次に定める要件の下で議決及び改正される。
- 2 <u>[挿入]</u>政府提出法律案又は議員提出法律 案は、提出後15日の期限前に、先議の議院 における審議<u>及び表決</u>の対象とすることがで きない。

- 3 第45条の手続は、適用することができる。 ただし、両議院が同意に達することができない場合には、原文を国民議会の最終読会で採択することができるのは、その議員の絶対多数によってのみである。
- 4 元老院に関する組織法律は、両議院により 同一内容で可決されなければならない。
- 5 組織法律は、憲法院によりその合憲性が裁定された後にのみ、審署することができる。

第47条〔政府提出財政法律案〕

- 1 国会は、組織法律に定める要件の下で、政府提出財政法律案を議決する。
- 2 国民議会が政府提出財政法律案の提出後 40日以内に最初の読会における決定を行わ ない場合には、政府は、これを元老院に提出 し、元老院は、15日以内に決定しなければな らない。その後の手続は、第45条に定める 要件に従って進行する。
- 3 国会が70日以内に決定を行わない場合に は、政府提出財政法律案の規定は、オルドナ ンスにより発効させることができる。
- 4 1会計年度の歳入及び歳出を定める政府提 出財政法律案が当該年度の開始前に審署す るのに適した時期に提出されなかった場合に は、政府は、国会に対し租税を徴収する許可 を緊急に要求し、及び可決済みの役務に係る 費用をデクレにより支出する。
- 5 本条に定める期間は、国会が会期外の場合

には、中断される。

〔削除。新第47条の2第1項第2文へ移動・字 句追加]

第47条の1[政府提出社会保障資金調達法律案]

- 1 国会は、組織法律に定める要件の下で、政 府提出社会保障資金調達法律案を議決する。
- 2 国民議会が政府提出社会保障資金調達法律 案の提出後20日以内に最初の読会における 決定を行わない場合には、政府は、これを元 老院に提出し、元老院は、15日以内に決定 しなければならない。その後の手続は、第45 条に定める要件に従って進行する。
- 3 国会が50日以内に決定を行わない場合に は、政府提出社会保障資金調達法律案の規定 は、オルドナンスにより発効させることがで きる。
- 4 本条に定める期間は、国会が会期外の場合 で、かつ、各議院につき第28条第2項の規定 に従い本会議を開かないと決定した週の間 は、中断される。

〔削除。新第47条の2第1項第2文へ移動・字 句追加〕

第47条の2〔会計検査院・公会計原則〕

- 1 会計検査院は、政府の行為の監視について、 国会を補佐する。会計検査院は、財政法律の 執行及び社会保障資金調達法律の適用の監視 並びに公共政策の評価について、国会及び政 府を補佐する。公的報告を通して、会計検査 院は、市民の情報収集に貢献する。
- 2 公共行政の会計は、適法かつ公正なものと する。この会計は、管理、財産及び財政状況 に関する結果を正確に表すものとする。

第48条*[議院の議事日程]

1 [削除]議事日程は、各議院が定める。た だし、第28条の最後の3項の適用を排除する ことはない。

には、中断される。

6 会計検査院は、財政法律の執行の監視〔挿 入]について、国会及び政府を補佐する。

第47条の1[政府提出社会保障資金調達法律案]

- 1 国会は、組織法律に定める要件の下で、政 府提出社会保障資金調達法律案を議決する。
- 2 国民議会が政府提出社会保障資金調達法律 案の提出後20日以内に最初の読会における 決定を行わない場合には、政府は、これを元 老院に提出し、元老院は、15日以内に決定 しなければならない。その後の手続は、第45 条に定める要件に従って進行する。
- 3 国会が50日以内に決定を行わない場合に は、政府提出社会保障資金調達法律案の規定 は、オルドナンスにより発効させることがで きる。
- 4 本条に定める期間は、国会が会期外の場合 で、かつ、各議院につき第28条第2項の規定 に従い本会議を開かないと決定した週の間 は、中断される。
- 5 会計検査院は、社会保障資金調達法律の適 用の監視[挿入]について、国会及び政府を 補佐する。

〔新設〕

〔新設。旧第47条第6項及び旧第47条の1第5 項から移動・字句追加〕

〔新設〕

第48条[議院の議事日程]

1 両議院の議事日程は、政府提出法律案及び 政府が同意した議員提出法律案の審議を優先 的かつ政府の定めた順序に従って組み込む。 ただし、第28条の最後の3項の適用を排除す

- 2 4週に2週の本会議は、政府が議事日程へ の登載を求める原文の審議及び討論のため に、優先的かつ政府が定めた順序により留保 される。
- 3 また、政府提出財政法律案、政府提出社会 保障資金調達法律案並びに次項の規定の留保 の下に、6週以上前に他の議院から送付され た原文、危機状態に関する政府提案及び第35 条に定める承認に対する要求についての審議 は、政府の要求に従い、優先的に議事日程に 登載される。
- 4 4週に1週の本会議は、政府の行為の監視 及び公共政策の評価のために、優先的かつ各 議院が定める順序により留保される。
- 5 月に1日の本会議は、議院内の反対会派及 び少数会派の発議に基づき、各議院において 定める議事日程に[削除]留保される。[旧第3 項から移動・字句修正]
- 6 第29条に定める臨時会期の間を含め、週 に少なくとも1回の本会議は、国会議員の質 問及び政府の答弁のために優先的に留保され る。[旧第2項から移動・字句追加]

第49条*[不信任動議]

- 1 首相は、閣議で決定した後、政府の政策計画又は場合によっては一般政策声明について、国民議会に対し政府の責任をかける。
- 2 国民議会は、不信任動議の議決により政府 の責任を追及する。この動議は、国民議会議 員の少なくとも10分の1の署名がなければ、 受理されない。表決は、動議提出から48時 間後でなければ行うことができない。不信任 動議に賛成の票のみが計算され、国民議会議 員の過半数によってのみ採択することができ る。次項に定める場合を除き、1人の国民議 会議員は、同一通常会期中3つを超える不信 任動議の署名者となること及び同一臨時会期 中1つを超える不信任動議の署名者となるこ

ることはない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

- 2 [挿入] 週に少なくとも1回の本会議は、国 会議員の質問及び政府の答弁のために優先的 に留保される。[新第6項へ移動・字句追加]
- 3 月に1回の本会議は、〔挿入〕各議院において定める議事日程に優先的に留保される。〔新 第5項へ移動・字句修正〕

第49条[不信任動議]

- 1 首相は、閣議で決定した後、政府の政策計画又は場合によっては一般政策声明について、国民議会に対し政府の責任をかける。
- 2 国民議会は、不信任動議の議決により政府 の責任を追及する。この動議は、国民議会議 員の少なくとも10分の1の署名がなければ、 受理されない。表決は、動議提出から48時 間後でなければ行うことができない。不信任 動議に賛成の票のみが計算され、国民議会議 員の過半数によってのみ採択することができ る。次項に定める場合を除き、1人の国民議 会議員は、同一通常会期中3つを超える不信 任動議の署名者となること及び同一臨時会期 中1つを超える不信任動議の署名者となるこ

とはできない。

- 3 首相は、閣議で決定した後、政府提出財政 法律案又は政府提出社会保障資金調達法律案 の議決によって、国民議会に対して政府の責 任をかけることができる。この場合には、そ の後24時間以内に提出された不信任動議が前 項に定める要件の下で可決される場合を除き、 その政府提出法律案は、採択されたものとみ なされる。更に、首相は、1会期ごとに1つの 他の政府提出法律案又は1つの議員提出法律 案について、この手続によることができる。
- 4 首相は、元老院に対し、一般政策声明に対 する承認を求める権能を有する。

第50条の1*〔政府の声明〕

1つの議院又は他の議院[国民議会又は元老 院]において、政府は、自己の発議又は第51条 の1における意味の会派の1つによる要求によ り、一定の主題に関して続けて討論が行われる 声明を発し、かつ、自らが決定した場合には、 自らの責任をかけることなく表決の対象とさせ ることができる。

第51条の1*[会派の権利]

議院内に構成される会派の権利は、各議院の 規則により定める。議院内の反対会派及び少数 会派の特別な権利は、この規則により承認され る。

第51条の2*[調査委員会]

- 1 第24条第1項に定める監視及び評価の任務 を遂行するために、法律に定める要件の下で、 [判断材料となる]情報を収集する目的により 調査委員会を各議院に設置することができる。
- 2 調査委員会の組織及び運営の規則は、法律 により定める。調査委員会を設置する要件は、 各議院の規則により定める。

第7章 憲法院

第56条※〔構成・院長の権限〕

とはできない。

- 3 首相は、閣議で決定した後、原文の議決に よって、国民議会に対して政府の責任をかけ ることができる。この場合には、その後24 時間以内に提出された不信任動議が前項に定 める要件の下で可決される場合を除き、その 原文は、採択されたものとみなされる。[挿入]
- 4 首相は、元老院に対し、一般政策声明に対 する承認を求める権能を有する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第7章 憲法院

第56条[構成・院長の権限]

1 憲法院は、任期9年で再任されることがな 1 憲法院は、任期9年で再任されることがな

い9人の構成員から成る。憲法院は、3年ごとに3分の1ずつ交替する。構成員のうち、3人が共和国大統領により、3人が国民議会議長により、及び3人が元老院議長により任命される。第13条最終項に定める手続は、構成員の任命に適用される。各議院議長による任命は、その議院における所管の常任委員会の意見にのみ従い行われる。

- 2 前項に定める9人の構成員のほかに、元共 和国大統領が当然に終身の憲法院構成員とな る
- 3 院長は、共和国大統領が任命する。院長は、 可否同数の場合には、裁決権を有する。

第61条[法律の合憲性審査]

- 1 組織法律は審署前に、<u>第11条に定める議員提出法律案は国民投票への付託前に、</u>及び 国会の議院規則は施行前に、憲法院に付託しなければならず、憲法院は、それらの合憲性につき裁定する。
- 2 同じ目的で、法律は審署前に、共和国大統領、首相、国民議会議長、元老院議長、60人の国民議会議員又は60人の元老院議員により、憲法院に付託することができる。
- 3 前2項に定める場合には、憲法院は、1か 月以内に裁定しなければならない。ただし、 緊急の場合には、政府の要求により、この期 間が8日に短縮される。
- 4 これらの場合には、憲法院への付託は、審 署の期間の進行を停止する。

第61条の1※〔訴訟に伴う合憲性審査〕

- 1 裁判所で係争中の訴訟の場合において、法 律の規定が憲法の保障する権利及び自由に 対する侵害をもたらすと主張されているとき は、憲法院は、コンセイユ・デタ又は破棄院 から移送を受けてこの問題を付託され、定め られた期間内に裁定することができる。
- 2 本条を適用する要件は、組織法律により定 める。

い9人の構成員から成る。憲法院は、3年ごとに3分の1ずつ交替する。構成員のうち、3人が共和国大統領により、3人が国民議会議長により、及び3人が元老院議長により任命される。[挿入]

- 2 前項に定める9人の構成員のほかに、元共 和国大統領が当然に終身の憲法院構成員とな る。
- 3 院長は、共和国大統領が任命する。院長は、 可否同数の場合には、裁決権を有する。

第61条[法律の合憲性審査]

- 1 組織法律は審署前に、<u>[挿入]</u>及び国会の議院規則は施行前に、憲法院に付託しなければならず、憲法院は、それらの合憲性につき裁定する。
- 2 同じ目的で、法律は審署前に、共和国大統領、首相、国民議会議長、元老院議長、60人の国民議会議員又は60人の元老院議員により、憲法院に付託することができる。
- 3 前2項に定める場合には、憲法院は、1か 月以内に裁定しなければならない。ただし、 緊急の場合には、政府の要求により、この期 間が8日に短縮される。
- 4 これらの場合には、憲法院への付託は、審 署の期間の進行を停止する。

〔新設〕

第62条〔裁定の効力〕

- 1 第61条の規定に基づき違憲であると裁定 された規定は、審署することも施行すること もできない。
- 2 第61条の1の規定に基づき違憲であると裁 定された規定は、憲法院の裁定が公表される 時又は裁定が定めるそれより後の日から廃止 される。憲法院は、この規定により生じる効 力について、再検討を行うことが許される要 件及び限界を裁定する。
- 3 憲法院の裁定は、いかなる上訴も許さない。 憲法院の裁定は、公権力並びにすべての行政 的及び司法的機関を拘束する。

第8章 司法権

第65条※[司法官職高等評議会]

[削除]

- 1 司法官職高等評議会(以下本章において「評 議会」という。)は、裁判官管轄部会及び検察 官管轄部会から成る。
- 2 裁判官管轄部会は、破棄院院長が主宰す る。更に、この部会は、〔削除〕 5人の裁判官 及び1人の検察官、コンセイユ・デタが指名 する1人のコンセイユ・デタ評定官、1人の 弁護士並びに国会、司法機構及び行政機構の いずれにも属さない6人の資格のある有識者 から成る。共和国大統領、国民議会議長及び 元老院議長は、各々2人の資格のある有識者 を指名する。第13条最終項に定める手続は、 資格のある有識者の任命に適用される。国会 の各議院議長による任命は、その議院におけ る所管の常任委員会の意見にのみ従い行われ る。
- 3 検察官管轄部会は、破棄院付き検事長が主

第62条[裁定の効力]

1 [挿入] 違憲であると裁定された規定は、審 署することも施行することもできない。

「新設]

2 憲法院の裁定は、いかなる上訴も許さない。 憲法院の裁定は、公権力並びにすべての行政 的及び司法的機関を拘束する。

第8章 司法権

第65条[司法官職高等評議会]

- 司法官職高等評議会(以下本章において「評 議会」という。)は、共和国大統領が主宰する。 法務大臣は、当然にその副議長となる。法 務大臣は共和国大統領を代理することができ る。
- 2 評議会は、2つの部会から成り、1つは裁 判官管轄部会、他は検察官管轄部会である。
- 3 [挿入]裁判官管轄部会は、共和国大統領 及び法務大臣のほかに、5人の裁判官及び1 人の検察官、コンセイユ・デタが指名する1 人のコンセイユ・デタ評定官[挿入]並びに 共和国大統領、国民議会議長及び元老院議長 が各々1人を指名するところの、国会にも司 法機構[挿入]にも属さない3人の有識者から 成る。〔挿入〕

4 〔挿入〕検察官管轄部会は、共和国大統領及

室する。更に、この部会は、[削除] 5人の検察官及び1人の裁判官並びに第2項に定めるコンセイユ・デタ評定官、弁護士及び6人の資格のある有識者から成る。

- 4 評議会の裁判官管轄部会は、破棄院裁判官、 控訴院院長及び大審裁判所所長の任命につい て提案する。他の裁判官は、この部会の統一 意見に基づき任命する。
- <u>5</u> 評議会の検察官管轄部会は、<u>[削除]</u>検察官 に関する任命について意見を述べる。
- 6 <u>評議会の</u>裁判官管轄部会は、裁判官懲戒委員会として裁定する。この場合には、<u>部会は、第2項に定める構成員に加え、検察官管轄部</u>会に属する裁判官も含める。

〔削除。新第5項へ移動・字句削除〕

- 7 評議会の検察官管轄部会は、検察官に関する懲戒について意見を述べる。この場合には、 部会は、第3項に定める構成員に加え、裁判 官管轄部会に属する検察官も含める。
- 8 評議会は、第64条の規定に従い共和国大統領が行った意見を求めての諮問に対して回答するために、全体部会を招集する。評議会は、司法官の職業倫理に関する問題及び法務大臣が付託する司法の運営に関するあらゆる問題について、全体部会において裁定する。全体部会は、第2項に定める5人の検察官の中の中の3人、第3項に定める5人の検察官の中の3人並びに第2項に定めるコンセイユ・デタ評定官、弁護士及び6人の資格のある有識者から成る。全体部会は、破棄院院長により主室され、破棄院付き検事長は、その代理をすることができる。
- 9 <u>懲戒事項に関する場合を除き、法務大臣</u> は、評議会の部会の会議に参加することがで きる。
- 10 評議会は、組織法律に定める要件の下で、

び法務大臣のほかに、5人の検察官及び1人の裁判官並びに前項に定めるコンセイユ・デタ評定官[挿入]及び3人の有識者から成る。

5 評議会の裁判官管轄部会は、破棄院裁判官、 控訴院院長及び大審裁判所所長の任命につい て提案する。他の裁判官は、この部会の統一 意見に基づき任命する。

〔新設。旧第7項から移動・字句削除〕

- 6 <u>[挿入]</u>裁判官管轄部会は、裁判官懲戒委 員会として裁定する。この場合には、<u>部会を</u> 破棄院院長が主宰する。
- 7 評議会の検察官管轄部会は、<u>閣議で任命する職を除き、</u>検察官に関する任命について意見を述べる。
- 8 <u>[挿入]</u>検察官管轄部会は、検察官に関する懲戒について意見を述べる。この場合には、 部会を破棄院付き検事長が主宰する。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

[審査の対象となる] 当事者から付託を受け ることができる。

11 本条適用の要件は、組織法律により定める。

9 本条適用の要件は、組織法律により定める。

第11章 経済・社会・環境評議会 第69条※[法令案に関する意見・請願]

- 経済・社会・環境評議会(以下本章におい て「評議会」という。)は、政府の付託により、 政府提出法律案、オルドナンスの案又はデク レの案について、及び自己に付託された議員 提出法律案について、意見を答申する。
- 2 評議会は、付託された政府提出法律案又は 議員提出法律案に関する評議会の意見を国会 の両議院で説明するために、構成員の1人を 指名することができる。
- 3 評議会は、組織法律に定める要件の下で、 請願により付託を受けることができる。請願 の審査の後に、評議会は、この請願に対して 提示することが勧められる対応策について、 政府及び国会に通知する。

第70条[諮問事項]

評議会は、〔削除〕経済的、社会的又は環境的 性格を有するあらゆる問題につき、政府及び国 会の諮問を受けることができる。また、政府は、 公共財政に関する複数年の方針に関して規定す る政府提出計画化法律案について、評議会に諮 問することができる。経済的、社会的又は環境 的性格を有するあらゆる計画又はあらゆる政府 提出計画化法律案は、評議会に諮問され意見を 求められる。

第71条〔構成・運営規則〕

その構成員の数が233人を超えることはでき ないものとして、評議会の構成及び運営の規則 は、組織法律により定める。

第11章の2 権利擁護官

第71条の1※[任務・任期等]

1 権利擁護官は、国の行政機関、地方公共団

第11章 経済・社会[挿入]評議会 第69条[法令案に関する意見]

- 1 経済・社会[挿入] 評議会(以下本章におい て「評議会」という。)は、政府の付託により、 政府提出法律案、オルドナンスの案又はデク レの案について、及び自己に付託された議員 提出法律案について、意見を答申する。
- 2 評議会は、付託された政府提出法律案又は 議員提出法律案に関する評議会の意見を国会 の両議院で説明するために、構成員の1人を 指名することができる。

〔新設〕

第70条〔諮問事項〕

評議会は、同様に、経済的又は社会的性格を 有するあらゆる問題につき、政府[挿入]の諮 問を受けることができる。[挿入] 経済的又は社 会的性格を有するあらゆる計画又はあらゆる政 府提出計画法律案は、評議会に諮問され意見を 求められる。

第71条〔構成·運営規則〕

[挿入]評議会の構成及び運営の規則は、組 織法律により定める。

〔新設〕

〔新設〕

- 体、公施設及び公役務の任務を与えられてい るか、又は組織法律が権限を付与しているあ らゆる社団による権利並びに自由の尊重につ き、監視する。
- 2 権利擁護官は、公役務又は前項に定められ た社団の運営により自己の権利を侵害された と考えるあらゆる者から、組織法律に定める 要件の下で、申立てを受けることができる。 権利擁護官は、職権により自ら申立てを行う ことができる。
- 3 権利擁護官の権限及び仲裁方式は、組織法 律により定める。権利擁護官が一定の権限の 行使につき他の複数の者による補佐を受ける ことができる要件については、組織法律によ り定める。
- 4 権利擁護官は、第13条最終項に定める手 続が適用された後、再任されることがない6 年の任期で共和国大統領により任命される。 権利擁護官の職は、政府構成員及び国会議員 の職と兼ねることができない。他の兼職禁止 は、組織法律により定める。
- 5 権利擁護官は、共和国大統領及び国会に対 して、自己の活動報告を行う。

第12章 地方公共団体 第72条の3[海外地方公共団体]

- 共和国は、自由、平等及び博愛という共通 の理想の下に、フランス人民の中に海外住民 が存在することを承認する。
- 2 グアドループ、ギアナ、マルチニーク、レ ユニオン、マイヨット、サンバルテルミー、 サンマルタン、サンピエール・エ・ミクロン、 ワリス・フテュナ諸島、仏領ポリネシアにつ いては、海外県及び海外州並びに第73条最 終項により設置される地方公共団体に関する 第73条の規定、更に、他の地方公共団体に 関する第74条の規定により規律される。

第12章 地方公共団体 第72条の3[海外地方公共団体]

- 1 共和国は、自由、平等及び博愛という共通 の理想の下に、フランス人民の中に海外住民 が存在することを承認する。
- 2 グアドループ、ギアナ、マルチニーク、レ ユニオン、マイヨット、[挿入] サンピエール・ エ・ミクロン、ワリス・フテュナ諸島、仏領 ポリネシアについては、海外県及び海外州並 びに第73条最終項により設置される地方公 共団体に関する第73条の規定、更に、他の 地方公共団体に関する第74条の規定により 規律される。
- 3 ニューカレドニアの地位は、第13章によ 3 ニューカレドニアの地位は、第13章によ

り規律される。

4 フランス領である南極周辺諸島及び南極大 陸並びにクリッパートンにおける立法制度及 び特別組織は、法律が定める。

第73条※[海外県及び海外州での調整措置等]

- 1 海外県及び海外州においては、法律及び命 令は、当然に適用される。これらの法律及び 命令は、当該地方公共団体の特別の性格及び 制約を根拠とする調整の対象とすることがで きる。
- 2 前項の調整は、当該地方公共団体の権限が 行使される事項について、場合に応じて法律 又は命令が調整権限を認めた場合に決定する ことができる。
- 3 第1項にかかわらず、本条に定める地方公 共団体は、その特殊性を考慮して、法律又 は命令の所管に属し得る一定数の問題に関し て、その領域内に適用される規則を自ら定め ることを、場合に応じて法律又は命令により 授権されることができる。
- 4 前項の規則は、国籍、市民権、公的自由の 保障、人の身分及び能力、司法組織、刑法、 刑事訴訟手続、外交政策、防衛、公共の安全 及び秩序、通貨、貸付及び為替並びに選挙権 については対象とすることができない。これ らの列挙事項は、組織法律により明確にし、 及び補完することができる。
- 5 前2項に定める規定は、レユニオンの県及 び州には適用されない。
- 6 第2項及び第3項に定める授権は、組織法 律に定める要件及び留保の下で、当該地方公 共団体の要求に基づき行われる。この授権は、 公的自由又は憲法上保障された権利行使の本 質的要件が問題になる場合には、それを行う ことができない。
- 7 海外県及び海外州に代わる地方公共団体を 法律により設置するか、又はこれらの2つの 地方公共団体のために1つの地方議会を設置

り規律される。

4 フランス領である南極周辺諸島及び南極大 陸[挿入]における立法制度及び特別組織は、 法律が定める。

第73条[海外県及び海外州での調整措置等]

- 1 海外県及び海外州においては、法律及び命 令は、当然に適用される。これらの法律及び 命令は、当該地方公共団体の特別の性格及び 制約を根拠とする調整の対象とすることがで きる。
- 2 前項の調整は、当該地方公共団体の権限が 行使される事項について、法律が調整権限を 認めた場合に決定することができる。
- 3 第1項にかかわらず、本条に定める地方公 共団体は、その特殊性を考慮して、法律の所 管に属し得る一定数の問題に関して、その領 域内に適用される規則を自ら定めることを、 法律により授権されることができる。
- 4 前項の規則は、国籍、市民権、公的自由の 保障、人の身分及び能力、司法組織、刑法、 刑事訴訟手続、外交政策、防衛、公共の安全 及び秩序、通貨、貸付及び為替並びに選挙権 については対象とすることができない。これ らの列挙事項は、組織法律により明確にし、 及び補完することができる。
- 5 前2項に定める規定は、レユニオンの県及 び州には適用されない。
- 6 第2項及び第3項に定める授権は、組織法 律に定める要件及び留保の下で、当該地方公 共団体の要求に基づき行われる。この授権は、 公的自由又は憲法上保障された権利行使の本 質的要件が問題になる場合には、それを行う ことができない。
- 7 海外県及び海外州に代わる地方公共団体を 法律により設置するか、又はこれらの2つの 地方公共団体のために1つの地方議会を設置

する場合には、第72条の4第2項に定める手 続に従い、当該地方公共団体の管轄地域で登 録された選挙人の同意を得なければ、これを 行うことができない。

第74条の1[本土の法律の拡張適用等]

- 1 政府は、第74条に定める海外地方公共団体及びニューカレドニアにおいて、オルドナンスにより、国の権限に留まる事項について、必要な調整を行った上で本土に適用される法律の性格を有する規定を拡張して適用すること又は法律の性格を有する当該地方公共団体の特別組織に適用される規定を準用することができる。ただし、法律がこれらの規定について本手続によることを明示的に排除している場合は、この限りではない。
- 2 前項のオルドナンスは、関係する地方議会 及びコンセイユ・デタの意見を得た後に、閣 議により決定される。このオルドナンスは、 公布後直ちに発効し、公布後18か月以内に 国会の承認がなければ無効となる。

第75条の1[地域語]

地域語は、フランスの財産の一部を構成する。

第14章 <u>フランス語圏及び</u>提携協定 第87条[フランス語圏]

<u>共和国は、フランス語を共有する諸国及び人</u> 民の間の連帯及び協力の発展に参画する。

第15章 欧州共同体及び欧州連合 第88条の4[欧州共同体・欧州連合の諸法令案 の国会提出等]

1 政府は、<u>[削除]</u>欧州共同体及び欧州連合に おける諸法令案が、欧州連合 [閣僚] 理事会 に送付された後直ちに、これを国民議会及び 元老院に提出する。[削除] する場合には、第72条の4第2項に定める手 続に従い、当該地方公共団体の管轄地域で登 録された選挙人の同意を得なければ、これを 行うことができない。

第74条の1[本土の法律の拡張適用]

- 1 政府は、第74条に定める海外地方公共団体及びニューカレドニアにおいて、オルドナンスにより、国の権限に留まる事項について、必要な調整を行った上で本土に適用される法律の性格を有する規定を拡張して適用すること[挿入]ができる。ただし、法律がこれらの規定について本手続によることを明示的に排除している場合は、この限りではない。
- 2 前項のオルドナンスは、関係する地方議会 及びコンセイユ・デタの意見を得た後に、閣 議により決定される。このオルドナンスは、 公布後直ちに発効し、公布後18か月以内に 国会の承認がなければ無効となる。

[新設]

第14章 [挿入]提携協定

〔新設〕

第15章 欧州共同体及び欧州連合 第88条の4[欧州共同体・欧州連合の諸法令案 の国会提出等]

1 政府は、<u>法律的性格を有する規定を含む</u>欧州共同体及び欧州連合における諸法令案が、欧州連合 [閣僚] 理事会に送付された後直ちに、これを国民議会及び元老院に提出する。同様に、政府は、他の諸法令案及び欧州連合の機関から発せられるあらゆる文書を両議院に提出することができる。

- 2 各議院の規則に定める方式に従い、前項に 定める諸法令案及び欧州連合の機関から発せ られるあらゆる文書に関して、場合によって は会期外に、<u>欧州に関する</u>決議を<u>採択</u>するこ とができる。
- 3 国会の各議院において、欧州問題を管轄する委員会を設置する。

第88条の5[国民投票への付託等]

- 1 欧州連合及び欧州共同体への国家の加盟 に関する条約の批准を承認するあらゆる政府 提出法律案は、共和国大統領により国民投票 に付託される。
- 2 ただし、各議院において5分の3の多数に より、同一内容で採択される動議に関する表 決による場合には、国会は、第89条第3項に 定める手続に従い、この政府提出法律案の採 択を承認することができる。

(第88条の5に関する経過規定)

本条は、2004年7月1日以前に欧州理 事会により招集が決定されていた政府間 会議に従い行われる加盟に対しては、適 (注13) 用されない。

第16章 改正

第89条[憲法改正]

- 1 憲法改正の発議権は、首相の提案に基づき 共和国大統領に、及び国会議員に競合して帰 属する。
- 2 [憲法]改正の政府提出法律案又は議員提出法律案は、第42条第3項に定める期間の要件の下で審議され、かつ、両議院により同一内容で可決されなければならない。この改正は、国民投票により承認された後に確定的なものとなる。
- 3 ただし、[憲法] 改正の政府提出法律案は、 共和国大統領が両院合同会議として招集され る国会に提出することを決定する場合には、 国民投票に付託されず、この場合には、[憲法]

2 各議院の規則に定める方式に従い、前項に 定める諸法令案<u>又は文書</u>に関して、場合に よっては会期外に、<u>[挿入]</u>決議を<u>議決</u>するこ とができる。

〔新設〕

第88条の5[国民投票への付託]

欧州連合及び欧州共同体への国家の加盟に関する条約の批准を承認するあらゆる政府提出法律案は、共和国大統領により国民投票に付託される。

〔新設〕

(第88条の5に関する経過規定)

本条は、2004年7月1日以前に欧州理 事会により招集が決定されていた政府間 会議に従い行われる加盟に対しては、適 用されない。

第16章 改正

第89条[憲法改正]

- 1 憲法改正の発議権は、首相の提案に基づき 共和国大統領に、及び国会議員に競合して帰 属する。
- 2 [憲法]改正の政府提出法律案又は議員提出法律案は、<u>[挿入]</u>両議院により同一内容で可決されなければならない。この改正は、国民投票により承認された後に確定的なものとなる。
- 3 ただし、〔憲法〕改正の政府提出法律案は、 共和国大統領が両院合同会議として招集され る国会に提出することを決定する場合には、 国民投票に付託されず、この場合には、〔憲法〕

改正の政府提出法律案は、有効投票の5分の 3の多数を得なければ承認されない。両院合 同会議の理事部は、国民議会の理事部とする。

- 4 領土の保全が害されている場合には、いかなる[憲法]改正手続も着手し、又は続行することができない。
- 5 共和政体は、[憲法] 改正の対象とすること ができない。

2007年12月13日に署名されたリスボン条約 (欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を修正 する条約)が発効した時点で、第15章は、以下 の規定となる。

第15章 欧州連合

第88条の4[欧州立法案等の国会提出]

- 1 政府は、欧州立法案及び<u>[削除]</u>欧州連合の 他の諸法令案が、欧州連合[閣僚] 理事会に 送付された後直ちに、これを国民議会及び元 老院に提出する。[削除]
- 2 各議院の規則に定める方式に従い、前項に 定める[欧州立法案を含む]諸法令案<u>及び欧</u> 州連合の機関から発せられるあらゆる文書に 関して、場合によっては会期外に、<u>欧州に関</u> する決議を採択することができる。
- 3 国会の各議院において、欧州問題を管轄する委員会を設置する。

第88条の5[国民投票への付託等]

- 1 欧州連合への国家の加盟に関する条約の批准を承認するあらゆる政府提出法律案は、共和国大統領により国民投票に付託される。
- 2 <u>ただし、各議院において5分の3の多数により、同一内容で採択される動議に関する表</u> 決による場合には、国会は、第89条第3項に

改正の政府提出法律案は、有効投票の5分の 3の多数を得なければ承認されない。両院合 同会議の理事部は、国民議会の理事部とする。

- 4 領土の保全が害されている場合には、いかなる[憲法]改正手続も着手し、又は続行することができない。
- 5 共和政体は、[憲法] 改正の対象とすること ができない。

2007年12月13日に署名されたリスボン条約 (欧州連合条約及び欧州共同体設立条約を修正 する条約)が発効した時点で、第15章は、以下 の規定となる。

第15章 欧州連合

第88条の4[欧州立法案等の国会提出]

- 1 政府は、欧州立法案及び法律の所管に属す る規定を含む欧州連合の他の諸法令案が、欧 州連合 [閣僚] 理事会に送付された後直ちに、 これを国民議会及び元老院に提出する。同様 に、政府は、他の諸法令案及び欧州連合の機 関から発せられるあらゆる文書を両議院に提 出することができる。
- 2 各議院の規則に定める方式に従い、前項に 定める[欧州立法案を含む]諸法令案<u>又は文</u> 晝に関して、場合によっては会期外に、<u>[挿入]</u> 決議を<u>議決</u>することができる。

〔新設〕

第88条の5[国民投票への付託]

欧州連合への国家の加盟に関する条約の批准 を承認するあらゆる政府提出法律案は、共和国 大統領により国民投票に付託される。

〔新設〕

定める手続に従い、この政府提出法律案の採 択を承認することができる。

(第88条の5に関する経過規定)

本条は、2004年7月1日以前に欧州理 事会により招集が決定されていた政府間 会議に従い行われる加盟に対しては、適 用されない。

第88条の6[補完性原理]

- 1 国民議会又は元老院は、補完性原理に対する欧州立法案の適合性について、理由を付した意見を表明することができる。この意見は、当該議院の議長から、欧州議会並びに欧州の [閣僚] 理事会及び委員会の長へ送付される。 政府は、この意見について通知を受ける。
- 2 各議院は、補完性原理の侵害を理由に欧州 立法について欧州連合司法裁判所に提訴する ことができる。この提訴は、政府により、欧 州連合司法裁判所に送付される。
- 3 前項の目的のために、各議院の規則に定める発議及び審議の方式に従い、場合によっては会期外に、決議を採択することができる。 60人の国民議会議員又は60人の元老院議員の要求がある場合には、当然にこの提訴を行うことができる。

注

- (1) 調査及び立法考査局政治議会課憲法室:三輪和 宏室長、山岡規雄主査、諸橋邦彦副主査(現在農林 環境課所属。政治議会課憲法室在職中に翻訳を行っ た)。
- (2) 「公的な意見」はフランス語原文ではavis public。「公の勧告」との邦訳も可能である(『フランスの地方財政』 CLAIR report 27号, 自治体国際化協会, 1991, p.48)。
- (3) 議長による代理朗読。
- (4) 内容は同趣旨と言えるが、フランス語原文では、 旧第34条第1項は受動態の構文で、新第1項第1文 は能動態の構文。

(第88条の5に関する経過規定)

本条は、2004年7月1日以前に欧州理 事会により招集が決定されていた政府間 会議に従い行われる加盟に対しては、適 用されない。

第88条の6[補完性原理]

- 1 国民議会又は元老院は、補完性原理に対する欧州立法案の適合性について、理由を付した意見を表明することができる。この意見は、当該議院の議長から、欧州議会並びに欧州の [閣僚] 理事会及び委員会の長へ送付される。 政府は、この意見について通知を受ける。
- 2 各議院は、補完性原理の侵害を理由に欧州 立法について欧州連合司法裁判所に提訴する ことができる。この提訴は、政府により、欧 州連合司法裁判所に送付される。
- 3 前項の目的のために、各議院の規則に定める発議及び審議の方式に従い、場合によっては会期外に、決議を採択することができる。 [挿入]
- (5) 第5共和制の諸制度の近代化に関する2008年7月 23日憲法的法律第2008-724号第46条による。
- (6) 「計画化法律」はフランス語原文ではDes lois de programmation。「計画法律(改正前の用語)」は原文ではDes lois de programme。
- (7) 「原文」はフランス語原文ではtexte。法律案、改正案、成案のように、文脈で訳し分けることも可能であるが、成文法の方式をとった規範(法律、デクレなど)の原文を指すことから、本稿では「原文」と一律に訳した。(山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会,2002, p.593参照)
- (8) 「読会」はフランス語原文ではlecture。審議会とも訳される。1つの議院における審議・議決の一連の

過程を1単位とする概念で、英国の読会 (reading) と 異なる。

- (9) 「促進手続」はフランス語原文ではprocédure accélérée。迅速審議手続との邦訳もある(南野森「フランス―2008年7月の憲法改正について」『法律時報』81巻4号, 2009.4, p.94)。
- (10) 反対会派とは、議院内で多数派に属さない会派 を指し、少数会派とは、連立により多数派が形成さ れる場合における当該多数派内の非主要会派を指す (曽我部真裕「議会内における野党会派の位置づけに ついて一フランスの2008年憲法改正を素材として

- 一」『法学論叢』164巻 $1 \sim 6$ 号, 2009.3, p.561)。
- (11) 破毀院とも書かれる。
- (12) 「欧州理事会」はフランス語原文ではConseil européen。構成国元首、首脳らから成る欧州連合の最高意思決定機関であり、一般的政治指針を定める。 [閣僚] 理事会 (Conseil de l'Union européenne) とは別個の機関である。 [閣僚] 理事会は、構成国の閣僚級代表 (外相等) から構成され、EU・ECの国益調整、立法・政策決定に当たる。
- (13) ルーマニア、ブルガリア、クロアチア。